

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人山形青年会議所（英文名 Junior Chamber International Yamagata）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 体験活動やスポーツ等を通じて児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (4) 催事の開催や参画等を通じて地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (5) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

- (6) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (7) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (8) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については山形県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 山形市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。
 - (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、所定の手続を経た者をいう。
 - (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会において承認された者をいう。
- 2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。

(入 会)

第8条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参

加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、賛助会員については会員資格規程に定める。

(会員の義務)

第10条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正会員の義務)

第11条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第12条 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は会員資格規程に定める会費を納入しなければならない。

(休 会)

第13条 正会員がやむを得ない理由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(退 会)

第14条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除 名)

第15条 正会員が次の各号の一つに該当するときは総会の決議により、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をなし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第14条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金又は会費の返還その他いかなる請求をもすることができない。

第3章 総 会

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(種 類)

第19条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 通常総会は毎年1月に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。
- 4 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通

常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第20条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 第59条第1項第3号から第6号に規定する事項の承認
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 会員の除名
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招 集)

第21条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第22条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第24条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権行使の委任)

第25条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、第23条及び前条の規定の適用についてはその正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第4章 役 員

(役 員)

第27条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 役員構成は次の通りとする。

- (1) 理事のうち 1 名を理事長、2 名以上 5 名以内を副理事長、1 名を専務理事、1 名以上を外部理事とする。
 - (2) 監事のうち 1 名以上を外部監事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
 - 4 本会議所の外部理事及び外部監事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たさなければならない。

(選 任)

第28条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。ただし、外部理事はこの限りではない。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、理事若しくは、委員会・会議の構成員を兼任することができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 その他役員を選任に関して必要な事項は役員選任に関する規程に定める。

(理事の任期)

第29条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠の理事を選任しなければならない。補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。

- 3 辞任又は任期満了により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

- 第30条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
 - 3 前条第2項及び第3項は、監事にこれを準用する。

(辞任及び解任)

- 第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
 - 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
 - 5 外部理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事以外の理事として、業務執行理事の業務執行について、本会議所業務が第3条の目的を達成するために必要な意見を述べる。
 - 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第34条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第35条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第36条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第37条 監事は理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第38条 役員は無報酬とする。

(直前理事長等)

第39条 本会議所に、任意の機関として、直前理事長、3名以下の特別顧問、3名以下の顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務についての参

考意見を述べることができる。

- 3 特別顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員のうちから理事会が選定し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は、業務についての参考意見を述べるができる。
- 4 顧問は、正会員のうちから選任し、理事長の諮問に答え、又は業務についての参考意見を述べるができる。
- 5 特別顧問及び顧問は、理事会の決議によって選定する。
- 6 第29条第1項本文、第31条は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
- 7 直前理事長等は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第40条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (2) 特別顧問及び顧問の選定及び解職
 - (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (4) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- 3 直前理事長等は理事会に出席し、参考意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第42条 定例理事会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

(招集)

第43条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事、直前理事長等に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第45条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第46条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(常任理事会)

第50条 理事会に提出する議案を協議するため、常任理事会を置くことができる。ただし、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提出することを妨げない。

2 常任理事会は、理事長、直前理事長、副理事長及び専務理事並びに理事長が指名した理事をもって構成する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第51条 本会議所は、第5条に定める事業遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。

- 2 例会は、毎月1回以上開催する。
- 3 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(グループ、委員会、会議の設置)

第52条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、また実施するためにグループ、委員会及び会議を設置する。

(グループ、委員会、会議の構成)

第53条 グループは、常任理事1名及び委員若干名を、各委員会及び会議は、委員長、議長各1名及び委員若干名をもって構成する。

- 2 常任理事、委員長及び議長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員のうちから常任理事、委員長、議長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 前項に関して必要な事項は、運営規程に定める。

(委員会等への所属)

第54条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会、会議、事務局及び財政局等財務を取り扱う機関に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

第55条 基本財産は、第5条の事業を行うために保有することができる。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。
- 3 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会の決議により、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、第5条の事業に使用しなければならない。

(財産の管理・運用)

第56条 本会議所の財産は、理事会の決議に基づき理事長が管理する。

(会計原則)

第57条 本会議所の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会議所の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第 8 章 管 理

(事務局)

第61条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによる。
 - 3 第 1 項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公 告)

第65条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第68条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

とする。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第71条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は野口雅弘とする。
- 3 本会議所の最初の副理事長は、井上 周士、齋藤 秀和、及び中村 祥之とする。
- 4 本会議所の最初の専務理事は、鈴木 辰太郎とする。
- 5 本会議所の理事長、副理事長及び専務理事以外の最初の理事は、安藤 太一郎、伊藤 健二、遠藤 智大、近藤 英雄、櫻井 靖、佐藤 貴博、佐藤 正敏、菅原 真司、鈴木 力、武田 靖裕、東海林 仁、中村 正利、三沢 慶洋、矢口 政則、横山 隆太、渡部 明弘とする。
- 6 本会議所の最初の監事は、齋藤 秀昭及び酒井 貞和とする。
- 7 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。